第一条第五号中「、第百十六条」を削り、「第八十条」の下に「、第百十六条」を加え、「、第百三十八条、第百三十九条（第二百九条において準用する場合を含む。）」を削り、「、第二百十五条及び第二百十七条」を「、第二百九条（第二百十三条の五において準用する場合を含む。）、第二百十三条の四及び第二百十五条」に改め、同条第六号中「、第百四十条第五項（居室に係る部分に限る。）（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第七項第二号（第二百十条において準用する場合を含む。）」を削り、「第一号ロ」の下に「、第二百十条第六項（居室に係る部分に限る。）（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）、第八項第二号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）及び第九項第三号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「、第百五十四条」を削り、「並びに第二百十三条」を「、第二百十三条並びに第二百十三条の十二」に、「及び第二百十三条」を「、第二百十三条及び第二百十三条の十二」に改め、「、第百四十七条第三項」を削り、「及び第二百十一条第二項」を「、第二百十一条第三項（第二百十三条の十二において準用する場合を含む。）及び第二百十三条の七」に改め、同条第八号中「第百四十条第四項（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百十八条」を「第二百十条第四項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）、第七項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）及び第九項第一号（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第四条第二項中「重度の肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「、常時介護を要するもの」に改める。

第五条第一項中「者（以下この章」の下に「、第二百十三条の二及び第二百十三条の十第二項」を加える。

第七十八条第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第百十五条第一項第二号中「第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第二百八条第一項」を「、第二百八条第一項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の下に「又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「第百三十七条に規定する指定共同生活介護」を削り、「又は第二百七条に規定する指定共同生活援助」を「、第二百七条に規定する指定共同生活援助又は第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所（第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」に改め、同条第三項第一号中「、第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「規定する指定共同生活援助事業所」の下に「、第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「、第百三十七条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に「、第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第百十六条中「第六条」を「第五十一条」に改める。

第百二十四条第二号中「第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第百二十七条第一項中「及び第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第百三十二条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第八章を次のように改める。

第八章　削除

第百三十七条から第百五十四条まで　削除

第百七十条の二を第百七十条の三とし、第百七十条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第百七十条の二　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百七十一条中「、第二十二条」、「、第百四十四条」、「、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第百四十四条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と」を削る。

第百八十四条中「、第二十二条」を削り、「まで、第百四十四条」を「まで、第百七十条の二」に改め、「、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「、第百四十四条中「支給決定障害者が」とあるのは「、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」」に改め、「同じ。）が」の下に「と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」」を加える。